

第17号の2様式（第54条の2関係）

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	令和4年7月29日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市右京区太秦下刑部12	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 公営企業管理者 交通局長 北村信幸

前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	765台	8台	1台	801台
	冷蔵機器及び冷凍機器	11台	0台	0台	11台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	391.1	キログラム	309.2	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使 用 時	・所有している第一種特定製品の台帳を作成し、隨時情報を更新するなど、適切に管理している。 ・日常の点検において、各装置の簡易点検を実施する体制をとっている。 ・機器に異常があった際は、各保守点検業者へ連絡し対応している。			
	廃 棄 時	工程管理制度に基づき、充填回収業者から交付された証明書を確認し、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使 用 時	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく簡易点検を実施し、異常がないか確認している。			
	廃 棄 時	工程管理制度に基づき充填回収業者から交付された証明書を確認し、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認した。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針		機器の更新のタイミングに合わせて、より地球温暖化係数の低い冷媒の製品を導入することを検討する。			
特記事項		-			

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。